

更新申請をされた宅地建物取引業者の皆様へ

静岡県くらし・環境部
建築住宅局住まいづくり課

宅地建物取引業者免許証の受領時期について

宅地建物取引業者免許申請（更新）の手続きが完了しましたら、免許通知書（はがき）を、主たる事務所の所在地へ送付しています。

令和3年7月発送分より、新しい免許証の受領時期を、更新後の免許日以降に統一します。更新後の免許日以前に新しい免許証をお渡しすることはできませんので、御注意ください。

更新後の免許日は、免許通知書に記載してあります免許年月日を御確認ください。

担 当 宅地建物班
電話番号 054-221-3072